

鹿 児 島 県 公 報

令和3年2月26日（金）第186号の4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○県税の申告期限等の延長 (税務課取扱い) 1

告 示

鹿児島県告示第224号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により，地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告，申請，請求，届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「申告期限等」という。）のうち，令和3年2月2日から同年4月14日までの間に到来する申告期限等で，県内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもの（個人の事業税に係るものに限る。）については，同月15日まで延長する。

なお，個人の県民税の申告期限等については，同税に併せて課される個人の市町村民税の申告期限等の処置の例による。

令和3年2月26日

鹿児島県知事 塩田康一